

● 災害時特有の問題を知りたい···→①へ
● お金の支援制度（給付・貸付）···→②③へ
● 住宅の修理・再建の支援制度···→④へ
● 仮設住宅・公営住宅···→⑤へ
● 人が抱えるローンの悩み···→⑥へ
● 子ども・教育の支援制度···→⑦へ
● 雇用・事業の支援制度···→⑧⑨へ
● 税金・保険料などの減免制度···→⑩へ
災害の規模などにより、適用される支援制度は異なり、また後から適用されることもあります。各制度の悉口は、() 内に記載しています。

※本リーフレットは配布・謄写自由です。

● 災害時特有の問題を知りたい···→①へ
● お金の支援制度（給付・貸付）···→②③へ
● 住宅の修理・再建の支援制度···→④へ
● 仮設住宅・公営住宅···→⑤へ
● 人が抱えるローンの悩み···→⑥へ
● 子ども・教育の支援制度···→⑦へ
● 雇用・事業の支援制度···→⑧⑨へ
● 税金・保険料などの減免制度···→⑩へ
災害の規模などにより、適用される支援制度は異なり、また後から適用されることもあります。各制度の悉口は、() 内に記載しています。

※本リーフレットは配布・謄写自由です。

被災者支援チェックリスト
2020年7月版

□ 知りたい項目の支援情報をチェック

● 災害時特有の問題を知りたい···→①へ
● お金の支援制度（給付・貸付）···→②③へ
● 住宅の修理・再建の支援制度···→④へ
● 仮設住宅・公営住宅···→⑤へ
● 人が抱えるローンの悩み···→⑥へ
● 子ども・教育の支援制度···→⑦へ
● 雇用・事業の支援制度···→⑧⑨へ
● 税金・保険料などの減免制度···→⑩へ

※本リーフレットは配布・謄写自由です。

□ グループ補助金（中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業）（都道府県）
複数の中小企業で構成したグループが復興事業計画を作成し、認定を受けたことについて補助を受けることができます。

□ 税金・保険料などの減免制度
地方税の減免・猶予（都道府県・市町村）
住民税の固定資産税などが対象。

□ 国税の減免・猶予（税務署）
申告期限の延長、納税猶予、予定納税減額、源泉所得税等の徵收猶予、所得税の軽減など。
医療保険料や忍性料、使用料、保育料、放送受信料など。

□ 公共料金（都道府県・開拓事業者）
公共料金や電気料金、水道料金等が対象。
災害時の特別措置が与えられる可能性があります。

□ 医療保険（市町村等）
医療保険料や介護保険（健保組合・市町村等）
医療保険料や忍性料、使用料、保育料、放送受信料など。

内閣府作成のリーフレット
（各種制度を詳しく解説）
H30.11.1版



① 災害時特有の制度・問題

□ 災害證明書とは
市町村が発行する、地震・水害等による
一家屋根の下で、大規模半壊・半壊
一部壊滅等によるもの。各種支援金・賃の
減免申請等に必要です。原則不要です。

□ 災害時特有の問題を知りたい···→①へ

□ お金の支援制度（給付・貸付）···→②③へ

□ 住宅の修理・再建の支援制度···→④へ

□ 仮設住宅・公営住宅···→⑤へ

□ 人が抱えるローンの悩み···→⑥へ

□ 子ども・教育の支援制度···→⑦へ

□ 雇用・事業の支援制度···→⑧⑨へ

□ 税金・保険料などの減免制度···→⑩へ

② お金の支援制度（都道府県・市町村）

□ 被災者生活再建支援法による給付（都道府県・市町村）
※(1)を参照（最大300万円）

□ 災害用慰効金による給付（市町村）
・災害用慰効金（通常に最大50万円）
・災害障害見舞金（重い後遺障害に最大250万円）

□ 獲得金（各自治体）
被災地により異なります。

□ 救援金（自治体）
被災地により異なります。

□ 生活保護（都道府県・市町村）
義理金申請では、災害證明書が必要になることも。

□ 権利証や健康保険証などの紛失
不動産の権利証も紛失しても、金融機関にご相談を。手元になくとも、氏名・生年月日等を明確に伝えれば、医療機関で診療を受けられます。

□ 境界標や石垣の基礎部分について
これらは土地の境界に役立ちますので、可能限り土手に努めてください。

□ 運転免許証の有効期間延長
特定非常災害に指定されれば、免許証の有効期間が延長される場合があります。免許証は、運転免許センターへ警報署へ提出手続を。

□ 廉車手続（運輸局・運輸支局）
津波で自動車が流されてしまった場合、手続を緩和して扶助金申請ができる場合あります。運輸局、運輸支局に相談を。

③ お金の支援制度（借りられる）

□ 災害弔慰金法による貸付（市町村）
災害援護資金制度（負傷・住家被害 最大350万円）

□ 生活福祉資金貸付制度（社協）
緊急小口資金（10万円・無利子）
緊急小口資金（10万円・無利子～1.5%）
その他（総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金）

□ 母子父子寡婦福祉資金貸付（自治体の福利事務所）
被災者には償還金の支払猶予措置もあり。

□ 金利担保貸付、災害金担保貸付（独立行政法人福祉医療機構）
年金額の8割かつ200万円以内など。使途は保健・医療や住宅改修資金など。

□ 不動産等担保貸付（日本政策金融公庫等）
恩給・年金を担保に教育費や居住関係費、事業資金等を融資。250万円以内など。

□ 不動産によるリースモード貸付（住宅金融支援機構）
60歳以上なら、生存中、利息のみ支払いの災害時特例もあり。

④ 住宅の修理・再建の支援制度（都道府県・市町村）

□ 被災者生活再建支援法（都道府県・市町村）
基礎支援金（全壊等100万円）加算支援金（半壊等50万円）
・住宅建設購入200万円、補修100万円、賃借50万円
※単身世帯は4分の3

□ 公寓住宅への入居（各自治体）
災害救助法による被災公営住宅の入居
・現預金500万円、及び生活再建支援金・義理金（250万円まで）
※加算支援金（補修）の受給で災害公営住宅の入居等を手元に残した上で、残額の賃借を受けら
れる可能性があります。

□ 灾害救助法の応急修理（都道府県・市町村）
①現預金50万円等（2019年基準）
②信用情報登録機関に登録されないので、新たな
住宅ローンの可能になります。
③連帯保証人の原則として履行を求められません。
④国の費用で弁護士等専門家の支援が受けられます。

□ 公費解体（市町村）
被災地の解体費用で被災住宅の入居資格を失う可能性があります。

□ 建設・購入の災害復興住宅融資（住宅金融支援機構等）
半壊以上の被害で住宅を建設したり購入したりする際の融資制度。

□ 修理の災害復興住宅融資（住宅金融支援機構等）
修理費用を交付された方が住宅補修の際に利用できる融資制度。

⑤ 仮設住宅・公営住宅（都道府県・市町村）

□ 灾害救助法の応急仮設住宅（市町村）
・現預金（各自治体）
被災地により異なります。
・特例支援学校等への就学援助事業（都道府県・市町村）
就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助。
・高等学校授業料等減免措置（都道府県・市町村・学校）
授業料、受講料、入学料、受験料等の減免、猶予。
・大学等授業料等減免措置（各学校）
学費により異なりますが、授業料等の減免、猶予があります。

□ 小学生の就学援助措置（都道府県・市町村）
就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助。

□ 高等学校授業料等減免措置（都道府県・市町村・学校）
授業料、受講料、入学料、受験料等の減免、猶予。

□ 国の教育ローン（日本政策金融公庫等）
入学資金、在学資金等の融資。一へあたり350万円以内。

⑥ 被災ローン減免制度（二重ローン対策にも）

□ 灾害救助法による人（各自治体）
災害救助法の適用を受けた自然災害の影響によって、住家の全壊等により居住する住まいが無償で自らの負担では住宅を骨とすることができない人が利用できます。

□ 制度を利用できる人（各自治体）
・現預金50万円等（2019年基準）
①現預金500万円、及び生活再建支援金・義理金（250万円まで）
※たしこの制度を利用して被災住宅の入居資格が難しくなった個人が利用できます。
②信用情報登録機関に登録されないので、新たな住宅ローンの可能になります。
③連帯保証人の原則として履行を求められません。
④国の費用で弁護士等専門家の支援が受けられます。

□ 公費解体（市町村）
被災地の解体費用で被災住宅の入居資格を失う可能性があります。

□ 灾害救助法による住宅補修費貸付（社協）
250万円以内（無利子～1.5%）所得者あり。

□ 母子父子寡婦福祉資金の住宅賃貸付（自治体の福利事務所）
住宅の補修等について200万円以内で貸付。

□ 建設・購入の災害復興住宅融資（住宅金融支援機構等）
半壊以上の被害で住宅を建設したり購入したりする際の融資制度。

□ 修理の災害復興住宅融資（住宅金融支援機構等）
修理費用を交付された方が住宅補修の際に利用できる融資制度。

□ 自治体独自の支援策
したがって、震度等での新規契約支援金、熊本地震での被災個人・団体問わず周囲に積極的に配布し、平時から備えることで、災害時に支援制度を確実に利用し、災害からの復旧・復興につなげて下さい。

点線に沿って切り取り、
折りたたんで平時から携行を

この被災者支援情報のチェックリスト集は、配布・謄写自由です。
個人・団体問わず周囲に積極的に配布し、平時から備えることで、災害時に支援制度を確実に利用し、災害からの復旧・復興につなげて下さい。